

有機JAS規格の格付方法に関する 検討会 論点整理(案)

平成20年8月5日



論点(1)

- 登録認定機関の業務のあり方について

- 1 認定事業者に対する審査水準の統一化を図る必要がある。
- 2 認定事業者に対して、標準的な内部規程や、チェックリストを生産者に示すなど簡便で取り組みやすい制度にすべき。
- 3 マニュアル・チェックシートを工夫し効率的で抜けのない調査を実施することが重要。

論点(2)

- 検査員の力量と資格のあり方について

- 1 検査員の研修制度の標準化を図ることが必要。
- 2 検査員の資格には、見習い制度を導入すべき。
- 3 検査員の評価や手順、報告書様式の共通化を図ることが必要。
- 4 検査員の評価を適正に実施し、ある程度の水
準に達している人を見極める必要がある。

論点(3)

- 認定事業者が責任を持って行う活動について

- 1 認定事業者に義務づけられている記録は、高齢の小規模農家には負担が大きい。
- 2 定期的監査も農家によっては、2から3年に一度の割合にすべき。
- 3 厳格な制度を担保しなければ有機JASの信頼をなくす恐れあり。

論点(4)

- FAMICの調査について

- 1 FAMICの立ち会い調査の項目について有機を広める意思をもって検査がなされるなどの項目を追加すべき。
- 2 特別調査においてあきらかになった「認定事業者の多くが検査員を兼ねている場合など今後注意を払うべき機関」について、立ち会い調査頻度を高める等の工夫をもとめる。

その他

- 消費者の有機JASの認知度が低い。農林水産省はもっとPRすべき。
- 零細な農家に取り組むには有機JASの規定は厳しすぎる。軽減措置を検討すべき。
- 有機JASの違反事件は大きく報道されるが、原因がどこにあるかを見極めた上での公表にすべき。
- 有機農産物の基準は生産の方法の基準である。為農薬等の残留が一切無いことまで求めるのは無理がある。

とりまとめの方向(1)

- 登録認定機関の審査水準の標準化を図ることが必要。
- 登録認定機関自らが議論し作成しているマニュアル(別添)を全登録認定機関において活用することを推奨する。
- 登録認定機関に「認定事業者が認定の技術的基準を適正に実施するために取り組みやすい方法」を工夫することを要望する。
- 検査員の研修について、カリキュラムの統一をはかるなどレベルアップのための方策について登録認定機関や農林水産省において検討する。
- 検査員資格への見習い制度導入と資格の改正について検討する。

とりまとめの方向(2)

- 認定事業者に義務づけられている記録の必要性について理解を求める。
- 認定事業者に対する定期的監査の頻度(年一度)は、制度を担保する上では必要であることを再度確認。
- 特別調査の結果を踏まえ、FAMICの立ち会い調査項目の追加や頻度について工夫の検討をFAMICに依頼。
- その他、有機JAS規格や認定の技術的基準そのものについての意見については、今後の規格見直しなどにおいて検討事項とする。